

# 学校法人会計基準の改正について②

## (参事官通知・大臣裁定編)



平成25年12月

高等教育局私学部参事官室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# I 参事官通知の構成

## I 改正後の計算書類についての用語の定義

1. 教育
2. 活動区分資金収支計算書
3. 事業活動収支計算書
4. 過年度修正額

## II 会計処理の取扱い

1. 固定資産の評価
2. 有価証券の評価換え

## III 注記事項の充実

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記
2. 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記
3. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
  - ①有価証券の時価情報に係る注記の充実
  - ②学校法人間取引についての注記

## I-1 教育

学校法人会計基準において「教育」とは、

改正前同様、研究を含むものとする

## I-2 活動区分資金収支計算書

(1) 「教育活動による資金収支」

= (2)「施設整備等活動による資金収支」、(3)「その他の活動による資金収支」以外のもの

(2) 「施設整備等活動による資金収支」

= 施設若しくは設備の取得又は売却 その他これらに類する活動



資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、修繕費や除却に伴う経費は含めない

(3) 「その他の活動による資金収支」

= 財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動及び過年度修正額



資金調達、資金運用に係る活動

## I-3 事業活動収支計算書

(1) 「教育活動収支」

= 経常的な収支のうち、(2)「教育活動外収支」以外のもの

(2) 「教育活動外収支」

= 経常的な収支のうち、財務活動(資金調達・資金運用)及び収益事業に係る活動によるもの

(3) 「特別収支」

= 特殊な要因によって一時的に発生した臨時的なもの

「資産売却差額」「資産処分差額」  
「施設設備寄付金」「現物寄付(施設設備)」「施設設備補助金」  
「過年度修正額」  
「災害損失」=「資産処分差額」のうち、災害によるもの  
「デリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益」

「退職給与引当金特別繰入額」・・・変更時差異を一括計上していない場合

## I-4 過年度修正額

資金収支を伴う過年度修正額の勘定科目を定義する。

### (1) 資金収支計算書

収入＝大科目「雑収入」、小科目「過年度修正収入」

支出＝大科目「管理経費支出」、小科目「過年度修正支出」

### (2) 活動区分資金収支計算書

「その他の活動による資金収支」の「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」

## Ⅱ－1 固定資産の評価

### (1) 導入の背景

大規模な災害等により、校地校舎等の固定資産が使用困難で、処分もできない状況が生じている。



そうした状況にある固定資産について資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられるため貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

### (2) 処理方法等

- ① 条件：「A」と「B」を2つとも満たすもの
  - A 現に使用することをやめ、かつ将来も転用するなどにより、使用する予定のないこと
  - B 理事会及び評議員会の承認
- ② 処理：備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができる。
- ③ 対象資産：有形固定資産又は無形固定資産
- ④ 勘定科目：「特別収支」の大科目「資産処分差額」の小科目「有姿除却等損失」等
- ⑤ 基本金の取扱い：備忘価額を含めて基本金を取崩しの対象とする。

## Ⅱ-2 有価証券の評価換え

### (1) 導入の背景

有価証券は、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が認められるときを除き、時価によって評価するものとしている。その具体的な取扱いを明確にする。

### (2) 処理方法

#### ① 「市場価格のある有価証券」、「市場価格のない有価証券のうち、債券等」

A: 市場価格のある場合…………… 時価＝市場価格

B: 市場価格のない有価証券のうち、債券等 …… 時価＝当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額

下落率＝**50%以上**の場合

→ 特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。

下落率＝**30%以上50%未満**の場合

→ 著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断。

#### ② 「市場価格のない有価証券のうち、株式」

市場価格のない有価証券のうち、株式……当該株式の発行会社の**実質価額**を**時価とみなす。**

(実質価額＝一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額)

下落率＝**50%以上**の場合

→ 十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。



# Ⅲ—1 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

○活動区分資金収支計算書

教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		教育活動資金収入計	
		支出	人件費支出
			教育研究経費支出
管理経費支出			
教育活動資金支出計			
差引			
調整勘定等			
教育活動資金収支差額			
施設整備等活動による資金収支	収入		施設設備寄付金収入
			施設設備補助金収入
			施設設備売却収入
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		施設整備等活動資金収入計	
		支出	施設関係支出
			設備関係支出
			第2号基本金引当特定資産繰入支出
			(何)引当特定資産繰入支出
施設整備等活動資金支出計			
差引			
調整勘定等			
施設整備等活動資金収支差額			
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			
その他の活動による資金収支	収入		借入金等収入
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		その他の活動資金収入計	
		支出	借入金等返済支出
			有価証券購入支出
			第3号基本金引当特定資産繰入支出
			(何)引当特定資産への繰入支出
			収益事業元入金支出
その他の活動資金支出計			
差引			
受取利息・配当金収入			
借入金等利息支出			
収益事業収入			
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

(単位:円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計 - 支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

(注) 該当する項目のみに数値を記入する。



## Ⅲ—2 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

### (1) 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

(注記例)

当該会計年度の末日において **第4号基本金に相当する資金** を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ××× 円

資金

現金預金 ××× 円

有価証券(※1) ××× 円

〇〇特定資産(※2) ××× 円

計 ××× 円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

### (2) 第4号基本金相当の資金を有している場合の注記

(注記例)

当該会計年度の末日において **第4号基本金に相当する資金** を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

**第4号基本金に相当する資金**

= 現金預金 + **これに類する金融商品**

**現金預金**

= 貸借対照表上の現金預金

**これに類する金融商品**

= 他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品

### Ⅲ—3—(1) 有価証券の時価情報に係る注記の充実

近年の金融商品の多様性や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、  
 改正前の有価証券の時価情報に加えて、**有価証券の種類ごとの時価情報**も注記するものとする。

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)×××
株式	×××	×××	(△)×××
投資信託	×××	×××	(△)×××
貸付信託	×××	×××	(△)×××
その他	×××	×××	(△)×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		



### Ⅲ—3—(2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより**透明性を高める**観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、学校法人間の取引について注記する。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。  
また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「○」を記入する。

## IV 大臣裁定(第4号基本金の算定式)

学校法人会計基準第30条第1項第4号により文部科学大臣の定める「恒常的に保持すべき資金について」を、今回の学校法人会計基準の改正に合わせて、以下の2つの観点から改正する。

### ① 算定の基礎となる計算書類の変更

算定の基礎となる計算書類が**消費収支計算書**から**事業活動収支計算書**に変更されたため、算定式を変更する。  
これにより算定の基礎が人件費等のランニングコストのうち、**経常的な支出**に限定された。

(旧)前年度の**消費支出**の人件費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、  
管理経費(減価償却額を除く。 )及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額

(新)前年度の**教育活動収支**の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、  
管理経費(減価償却額を除く。 )及び**教育活動外収支**の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額

### ② 規模の縮小による取崩(以下の表参照)

- 従来、学校法人の維持すべき資産の保持と安定を図るため、基本金取崩しの要件を限定し、当年度の計算額が前年度の第4号基本金に比べて、**下がった場合でも前年度を維持**していた。
- しかし、学校法人の規模の縮小等により支出が**大幅に減少し**、当年度の計算額が大幅に減少した場合も、前年度の額を維持することは**学校法人の財政状態を適正にあらわさない**。  
→前年度に比べて**20%**を超えて減少した場合には、**一時的な減少ではなく、学校法人の規模が減少したものとみなして**、第31条第1号に定める「その諸活動の一部又は全部を廃止した場合」に該当し、取崩しの対象とする。
- また、会計基準が改正され①のように算定式が変更になる28年度については、第31条第4号に定める「その他やむを得ない事由がある場合」に該当し、取崩しの対象とする。
- 一方、計算額が前年度に比べて上がった場合、前年度との差額を繰り入れることになるが、**増加の幅が20%以内**であれば、前年度の額を維持することが**できる**とされており、**学校法人の自主性**に任せていた。この点は維持するものとした。

前年度の第4号基本金	当年度の計算額	当年度の第4号基本金		
		①改正前 (平成27年度まで)	②改正後 (平成29年度以降)	③経過措置 (平成28年度)
100	120超(例125)	計算額(125)		
	100超120以内(例117)	原則=計算額(117) 例外=前年度(100)		
	100	計算額(100)		
	80超100以内(例87)	前年度(100)	前年度(100)	計算額(87)
	80未満(例72)		計算額(72)	